

【指定運動療法施設】

☐ 指定運動療法施設とは

医師が発行した運動処方箋を基に、運動指導を行える環境やスタッフが整った施設のことを言います。
運動療法を目的に利用すると、医療費控除の対象となります。



☐ 運動療法の対象となる疾病は？

- ・ 高血圧・高脂血症・糖尿病・虚血性心疾患など（生活習慣病）
- ・ 腰痛や関節痛など（整形疾患）
- ・ その他、運動療法が適切だと医師が判断した疾病



☐ 運動療法の料金は？

すいめいヘルスクラブ会員の方 … Aチケット ￥5,000
Bチケット ￥7,500
(※A,Bともに10枚綴り。年会費は対象外となります。)

一般利用の方 … 10回セット ￥20,000

以上の料金が医療費控除の対象となります。



《指定運動療法施設ご利用の流れ》

提携医療機関による
診察・診断



医師による
「運動療法処方箋」作成



「運動療法処方箋」を
すいめいヘルスクラブに提出



運動プログラム作成



すいめいヘルスクラブで 運動実施



※週一回以上の頻度で
八週間以上

提携医療機関による 経過観察



※概ね月一回

すいめいヘルスクラブで 医療費控除の手続き・申請



※申込用紙と
医療機関の領収書

「運動療法実施証明書」 の発行



確定申告



※領収書と実施証明書を
ご自身で税務署に提出